

紹介サービス手数料の返還について

弊社を介して就職した方が短期離職した場合には、離職までの期間に応じて一定割合の手数料及び消費税相当額を返還します。

・一ヶ月未満での離職： 10 割返還

・二ヶ月未満での離職： 5 割返還

就職先の事由により、退職するに至った場合は、受領した手数料及び消費税相当額は返還しません。

許可番号 34ユ300349

株式会社ファーストスタッフ